

佐久市介護老人保健施設みすず苑苦情処理検討会議設置要綱

(設置)

**第1条** 介護サービスに対する施設利用者個人の権利を擁護するとともに、サービス提供者としての信頼及び適正の確保を図るため、佐久市介護老人保健施設みすず苑苦情処理検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 検討会議は、佐久市介護老人保健施設みすず苑に寄せられた苦情の処理について検討する。

(組織)

**第3条** 検討会議は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、第2号から第7号までに規定する者にあつては、それぞれこれらの者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者とする。

- (1) 所長
- (2) 医師
- (3) 看護師長
- (4) 支援相談員
- (5) 看護職員
- (6) 介護職員
- (7) 識見を有する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第1号から第6号までに規定する委員は、各当該職の在職期間中とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 検討会議に会長及び副会長1人を置き、会長は、所長をもって充て、副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 検討会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 検討会議の庶務は、介護老人保健施設みすず苑において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。